

第3章

健やかな体と心を育む教育を充実させ、
たくましく生きる力を育みます

テーマ7 「幼児教育の充実と家庭教育の支援」

■ 背景(課題)

幼児教育は、生涯にわたる人格形成の基礎をつちかう重要な役割を持っている。しかし、少子化や核家族化の進行、居住地域内での人間関係の希薄化などの影響から、子どものコミュニケーション能力や規範意識、基本的な生活習慣等に課題が見られ、小学校への接続がうまくできない子どもが目立つようになっている。

こうした社会生活や学びの基礎となる力を育てるには、子どもの発達や学びの連続性を見通し、幼児教育と小学校教育を円滑に接続していくことが必要である。そのためには、全ての幼児教育機関において、幼児期に育てたい力を十分に育む質の高い幼児教育を展開し、小学校との連携を強化していくことが大切である。

また、家庭教育は、全ての教育の出発点であり、基本的な生活習慣や倫理観などを養う上で重要な役割を担うものである。しかし、家族形態の変容や地域のつながりの希薄化などにより、子育てに悩みや不安を感じ、家庭教育に困難を抱える保護者が多い状況にあり、家庭の教育力の低下が指摘されている。

こうした中、地域において様々な関係機関、団体が家庭教育を支えていくことは大切であり、全ての保護者が安心して家庭教育を行えるように、地域におけるきめ細かな家庭教育支援を充実させる必要がある。

■ 関連する施策の実施状況

(幼児教育)

○ 幼児教育研究協議会における研究協議

本平成30(2018)年度は、協議題「幼児期の育ちを支える幼稚園・保育所・認定こども園と家庭との連携の在り方について—『幼児期の終わりまでに育ってほしい姿』(「10の姿」)を手掛かりにして—」について研究協議した。



1 「10の姿」の捉え方

- ・目安や到達するべき目標ではない。(保育者・保護者の共通理解が必要)
- ・「10の姿」のそれぞれが相互に関連し合いながら育まれていく。
- ・子どもの日常の生活や遊びの中に見え隠れしている。
- ・「10の姿」を視点に、一人一人の発達に合わせた援助や関わり方が大切である。

2 「10の姿」の保護者への発信(リーフレットの作成)

- ・発達の過程が子どもにより異なることを具体的に伝える。
- ・各年齢で大事にすべきことや幼児期にふさわしい教育の在り方を伝え、保護者と共有する。
- ・具体的な事例をもとに、写真等を使用した保護者に効果的に伝わるようなまとめ方・発信方法を工夫する。
- ・子どもと一緒に遊ぶことの大切さを伝える。



○研修の充実

学校教育担当指導主事会、幼稚園教育担当者連絡会等で、市町村教育委員会や所管部局へ、園内外の研修の充実や小学校との合同研修の開催、幼児教育と小学校教育の連携・接続に関する教育課程への位置付けを呼びかけた。

また、幼稚園等新規採用教員研修や10年経験者研修の中で、「小学校との連携・接続」の講義や異校種見学、幼小教員のグループ協議を取り入れ、幼児教育から小学校教育への発達や学びの連続性についての理解促進に努めた。

(家庭教育)

○「親の育ち」家庭教育研修会の開催

幼稚園や保育園、認定こども園、小・中学校、児童館など県内35か所において、県で登録している講師を派遣し、子どもの発達段階を考慮した「親の学び」学習プログラムを活用して、参加型・体験型の家庭教育研修会を実施した。

また、講師となる人材を養成するため、『「親の育ち」子育てネットワーカー養成講座』を実施した。(平成30(2018)年9月～10月、2会場で各3日間：6講座)

○「あいっこ家庭教育応援企業」の拡充

愛知県の企業・事業所等で働く保護者が安心して仕事に励むことができるよう、企業に家庭教育への協力を働きかけ、仕事と家庭生活との調和が図られる職場環境づくりの啓発や、職場内で家庭教育を学ぶための講師派遣を行った。

○放課後子ども教室の拡充

共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、放課後や週末等に学校の余裕教室等を活用し、地域の様々な方々の参画を得て、子どもたちに学習や様々な体験・交流活動の機会を定期的・継続的に提供する放課後等の支援活動を推進した。

■ 取組の成果

(幼児教育)

- ・ 幼児教育研究協議会において、幼稚園・保育所・認定こども園・小学校など、それぞれの立場から、具体的な子どもの姿を基に意見を交わす中で、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」について共通理解を図ることができた。
- ・ 学校教育担当指導主事会、幼稚園教育担当者連絡会等では、各市町村の幼児教育の現状や課題が具体的に示され、小学校との連携を考慮した研修や、小学校教育への接続を意識した教育課程の必要性などを再認識する機会となった。
- ・ 幼稚園等新規採用教員研修や10年経験者研修において、異校種見学や幼小教員のグループ協議を行う中で、指導方針・内容等について意見を交わし、幼児教育と小学校教育との学びの連続性への意識を高めることができた。

(家庭教育)

- ・ 家庭教育研修会の参加者(1,218人)へのアンケートでは、87%が「満足である」、「どちらかという満足である」と回答しており、大変好評であった。
- ・ 『親の育ち』子育てネットワーク養成講座の受講者38人のうち修了者は25人であり、主体的に研修に取り組む姿が多く見られた。
- ・ 「あいっこ家庭教育応援企業」の周知を一層図ることにより、平成30(2018)年度は趣旨に賛同する企業・事業所が874か所に増加した。(前年度:663か所)
- ・ 放課後子ども教室の数は年々増加しており、平成30(2018)年度は県内で政令指定都市、中核市も含め692教室となっている。(前年度:670教室)
- ・ 放課後児童クラブの子どもが放課後子ども教室の教育プログラムに参加できるようになった小学校区の割合は、平成30(2018)年度末には47.8%と増加した。(前年度末:44.1%)

■ 今後の方向性

〈短期的に取り組むこと〉

(幼児教育)

- ・ 今後の新規採用教員研修・10年経験者研修の在り方について、福祉局、県民文化局と検討を重ねてきたが、その進捗状況も踏まえ、引き続き検討していく。
- ・ 幼稚園教育要領の総則に定める理念等の周知を図っていく。

(家庭教育)

- ・ 保護者同士が学び合いや仲間づくりを実現できる場を充実させるため、地域において「親の学び」学習プログラムを活用した家庭教育講座を実施し、PTAや小・中学校へ参加を呼びかけるとともに、子育て支援課や児童家庭課等の関係機関との連携を図っていく。
- ・ 子育てネットワークが学習プログラムを活用した家庭教育研修会の講師として自信を持って活動できるよう、資質向上を図るための研修内容を検討するとともに、地域で家庭教育を支援する人材の育成や拡充を図っていく。
- ・ 本県で養成している子育てネットワークを活用できるよう、活動内容を広く周知し、市町村の関係部局との連携を図っていく。

- ・ 放課後児童クラブの子どもが放課後子ども教室に参加できるよう、各市町村において共通プログラムの実施を働きかけていく。

〈長期的に取り組むこと〉

(幼児教育)

- ・ 愛知県の幼児教育の充実に向けて、研修に参加できる職員を増やし、あらゆる研修の機会において指針や成果物の周知・活用の機会をつくり、保育者の実践力の向上を図っていく。
- ・ 家庭や地域との連携、小学校との連携が更に進み、それぞれの地域における全ての幼児が、質の高い幼児期の教育・保育を受けられるように努めていく。
- ・ 幼稚園と保育所、認定こども園の幼児教育としての共通課題となる「小学校教育への円滑な接続」について関係部局と協議を重ね、連携を深めていく。

(家庭教育)

- ・ 「あいちの教育ビジョン2020」や「第2期愛知県生涯学習推進計画」に基づきながら、家庭と地域との関わりを重視し、身近なところできめ細かな支援が行き届くような家庭教育支援事業を充実させていく。
- ・ 家庭教育に関する講座や研修会に参加しない、あるいはできない保護者への対応の工夫や配慮した働きかけについて検討していく。
- ・ 地域におけるきめ細かな家庭教育支援を行き届かせるため、子育てネットワークなど、身近で寄り添える家庭教育支援者の養成と育成の在り方を検討していく。
- ・ 平成27(2015)年度からスタートした国の「放課後子ども総合プラン」に基づき、放課後児童クラブの子どもが放課後子ども教室に参加できる仕組みづくりの推進を図ってきた。平成30(2018)年9月には、「新放課後子ども総合プラン」が策定されている。しかし、共通プログラムを実施している小学校区の割合は国目標の100%に対して平成30(2018)年度末で47.8%であるため、全小学校区における放課後子ども教室の実施を目指すとともに、全小学校区において共通プログラムが実施されるように働きかけていく。

(関係課室：生涯学習課、義務教育課)

テーマ 8 「健康・安全教育の推進と学校体育の充実」

■ 背景(課題)

(健康・安全教育)

近年、児童生徒の様々な健康課題に加え、自然災害、事件・事故への危機管理、その際の児童生徒の心のケアも重要な課題となっている。こうした中、学校は家庭や地域の関係機関との連携を深めながら「チーム学校」として、児童生徒一人一人の健康・安全に留意し、豊かな心と健やかな体を育むことが求められている。本県では、特にアドレナリン自己注射薬（以下「エピペン」という。）を所持している児童生徒数や学校管理下におけるエピペン使用報告数が増加傾向にあり、食物アレルギー対応に重点をおいた危機管理体制の構築が重要な課題となっている。

【エピペンを所持している児童生徒数・エピペン使用数の推移】

年度	エピペンを所持している児童生徒数(人)					学校管理下の エピペン使用数
	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	合計	
H27(2015)	856	241	135	16	1,248	21件
H28(2016)	1,085	286	176	23	1,570	49件
H29(2017)	1,300	341	217	24	1,882	44件
H30(2018)	1,502	410	105	21	2,038	48件

(学校体育)

学校体育は、全ての児童生徒が生涯にわたって豊かなスポーツライフを実現するための基礎となることから、学校教育活動全体を通じた体力づくりを推進していく必要がある。しかしながら、本県の児童生徒の体力については全国と比較すると低い水準にあり、小学校において「体育の授業」を「楽しくない」、「あまり楽しくない」と否定的に捉えている児童の割合が全国平均よりもやや高い状況にある。

■ 関連する施策の実施状況

(健康・安全教育)

○食物アレルギー対応に関する検討委員会

児童生徒の食物アレルギーの実態の共有と、市町村教育委員会・各学校の食物アレルギー対応の体制、取組状況、ヒヤリハット事例等の課題分析を行い、確実な対応方法等について検討した。また、「学校における食物アレルギー対応の手引～特別支援学校版～」を作成し、平成31(2019)年1月に配付・活用を周知した(名古屋市を除く。)

○健康教育・食育の推進に係る各種研修

専門機関の講師による薬物乱用防止教育指導者研修会、自殺予防教育研修会、学校保健講座、保健主事研修等を行った。養護教諭については、基礎力向上研修(2・3年目)、期限付任用等研修を行い、養護教諭の専門的な力量向上を目指した。また、学校食育推進者養成講座では、管理職等食育推進者を対象に、栄養

教諭を中核とした組織的な学校食育の重要性を周知した。

○学校事故対応講習会

学校の管理下において事件・事故災害が発生した際に適切な対応が行われるよう、事故対応に関する教職員の共通理解を図ることをねらいとした学校事故対応講習会を開催し、各学校における管理体制整備の充実を図った。



【学校安全優良校の取組】

○愛知県学校安全優良校

学校安全の普及と向上に尽力し多大の成果をあげた学校を愛知県学校安全優良校として表彰し、その取組を成果発表会及び教育委員会のWEBページで紹介している。平成30(2018)年度は1園8校を表彰した。

(学校体育)

○体力づくり推進事業、学校における体育・スポーツ資質向上等推進事業

県で作成した「子どもの体力向上プログラム（小学校低学年・中学年向け、高学年向け）」「体力向上プログラム（中学生向け）」を、より利用しやすいように活用事例集、指導案例等とともに、Webページに掲載した。

体力テスト優良児童として、小学校6年生のA段階の児童に体力章メダルを、小学校5年生のA段階とB段階の児童には体力章カードを交付した。また、教育活動全般を通して体育活動を活発に行い、成果をあげている学校を体力づくり優良校として顕彰した。

本年度は、体育・保健体育の授業の指導充実のため、教員志望の大学生等を「体育授業サポーター」として派遣した。

○武道等指導充実・資質向上支援事業

武道等指導推進委員会を2回開催し、小・中学校体育担当教員の指導力向上のための方策等について意見交換を行った。また、安全に配慮した授業展開や実技の指導法、生徒への指導上の配慮事項等を中心とした講習会を年8回（剣道、ダンス、体づくりを各2回、柔道、相撲を各1回、参加教員217名）開催した。

さらに、中学校の保健体育の授業に地域指導者を派遣（13校に15名）し、体育担当教員との連携による指導の在り方について研究を進めた。

■ 取組の成果

(健康・安全教育)

- 市町村教育委員会における食物アレルギー対応委員会の設置率は、平成29(2017)年度48%(26市町村)から30(2018)年度50%(27市町村)に、食物アレルギー対応指針の策定率は、平成29(2017)年度52%(28市町村)から平成30(2018)年度57%(31市町村)と増加した。

- 食物アレルギーを有する児童生徒への対応については、「学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)」(医師の診断結果)に基づいて「個別の対応マニュアル」を作成し、緊急時の対応について全職員間で共通理解を図るよう周知している。「学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)」の提出、「個別の対応マニュアル」の作成については、年々増加しており、緊急時に対応できる危機管理体制が整いつつある。

【学校生活管理指導表の提出状況】

年度	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	合計
H28(2016)	453校 (96.5%)	157校 (92.3%)	82校 (87.2%)	13校 (92.8%)	705校 (94.4%)
H29(2017)	489校 (98.1%)	172校 (94.5%)	91校 (91.0%)	16校 (100.0%)	768校 (96.4%)

【個別の対応マニュアルの有無状況】

年度	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	合計
H28(2016)	439校 (93.6%)	156校 (91.7%)	70校 (75.2%)	13校 (92.8%)	678校 (90.9%)
H29(2017)	475校 (95.3%)	174校 (95.6%)	91校 (88.3%)	17校 (100.0%)	757校 (94.6%)

- 全ての県立学校で、教職員を対象としたAED操作講習を実施した(平成29(2017)年度)。また、公立小・中学校(名古屋市を除く。)では、小学校で97.9%、中学校で89.8%の学校において実施されている(平成27(2015)年度)。

(学校体育)

- 体力章のメダルやカードを交付することで、体力向上への関心・意欲を高めることができた。
- 「体育授業サポーター」を派遣することで、きめ細かい指導を充実させ、「楽しさ」を感じられる授業を実現し、児童生徒の体力の向上を図ることができた。
- 「武道等指導充実・資質向上支援事業」の体育担当教員講習会で、武道やダンスの授業における指導力の向上を図ることができた。



【武道等指導充実・資質向上支援事業】

■ 今後の方向性

〈短期的に取り組むこと〉

(健康・安全教育)

- 薬物乱用防止教育、自殺予防教育の推進、食物アレルギー対応、がん教育の推進など、喫緊の健康課題解決に向けて取組を推進していく。
- 引き続き、市町村教育委員会における食物アレルギー対応委員会の設置を促していく。

- ・ 各学校において、学校生活管理指導表の提出のもと、個別の対応マニュアルの作成を徹底し、組織的に対応できる危機管理体制が構築されるよう働きかける。
- ・ 学校訪問や講習会において、AEDの使用事例を紹介しながら、AEDの使用を含む応急手当の実習の実施を働きかけていく。また、事前の安全対策の検証を含む学校における危機管理体制の更なる充実を図っていく。

(学校体育)

- ・ 引き続き、学校体育・保健体育の授業内容及び指導方法に関する研修に取り組み、授業改善を図っていく。
- ・ 体力テスト優良児童生徒や体力づくり優良校の顕彰により、体力づくりへの意欲を高め、自ら進んで体力の向上を目指す児童生徒を育成していく。
- ・ 中学校・義務教育学校の武道等の授業が円滑に実施できるよう、地域の指導者・団体等の協力を通じて、学校における武道等の指導の充実を図っていく。
- ・ 「部活動指導ガイドライン」の周知、徹底を図り、学校における部活動がより効果的で持続可能な活動となるようにする。

〈長期的に取り組むこと〉

(健康・安全教育)

- ・ 学校全体で健康・安全教育を進めていけるよう、学校保健・学校安全の核となる教員の育成を検討していく。
- ・ 市町村教育委員会の食物アレルギー対応委員会において、食物アレルギーヒヤリハット事例やエピペン使用事例を集約、各学校や調理現場にフィードバックすることで、食物アレルギー対応の一層の充実を図っていく。
- ・ 児童生徒及び教職員がためらうことなくAEDの使用を含む応急手当ができるよう、実習及びシミュレーション訓練を実施していく。

(学校体育)

- ・ 愛知県版「子どもの体力向上プログラム（小学校低学年・中学年向け、高学年向け）」、「体力向上プログラム（中学生向け）」の普及・啓発、活用を着実に図り、ピークにあった昭和60(1985)年頃の水準への引き上げを図る。また、生涯にわたって運動を継続できるような環境整備に努めていく。

(関係課室：保健体育課)

「学校における熱中症防止対策」について

平成 30(2018)年の夏は記録的な猛暑に見舞われた。そのような中、同年 7 月、豊田市の小学校 1 年生が、校外学習後に重度の熱中症となり、その後、亡くなるという痛ましい事故が発生した。この事故を踏まえ、早急に学校の安全対策や生活環境の整備の見直しに取り組んだ。

■ 緊急対策の取組

二度と児童生徒の命が失われるような事故が起きないように、各市町村教育委員会及び県立学校に熱中症への注意を呼び掛けた。「あいちの学校安全マニュアル」には、熱中症の予防方法や発症しても適切な処置によって救命可能であることが掲載されているが、改めて周知徹底を図り、児童生徒の安全確保に万全を期すよう求めた。

また、公立小・中学校の普通教室における空調設備の設置率は、平成 30(2018)年 9 月 1 日現在で 42.1%であったが、事故を深刻に受け止め、県内の多くの市町村が空調設備の新規または前倒しによる整備を計画した。

県教育委員会では、8 月に都市及び町村の教育長協議会会長とともに文部科学省等に対し、各市町村の空調整備計画が着実に実施できるよう、必要な予算の確保や実情に見合う補助単価の引き上げなどの財政措置を求める緊急の要望を行った。

県立学校の普通教室における空調設備の設置率は平成 30(2018)年 9 月 1 日現在で高等学校 91.7%、特別支援学校 48.8%であった。県立学校のうち特別支援学校について、空調整備の計画を前倒しし、令和元(2019)年夏までに全ての普通教室で、令和 2(2020)年夏までに全ての特別教室で空調を使用できるように整備を進めることとした。平成 30(2018)年度は 15 校 353 教室に空調を整備するとともに、21 校 624 教室で令和元(2019)年以降の工事のための設計を実施した。

■ 今後の方向性

引き続き、熱中症防止対策の周知徹底を図り、児童生徒の安全確保に万全を期すよう各市町村教育委員会、県立学校等に呼び掛けていく。(令和元(2019)年 7 月には、児童生徒の熱中症事故防止に向けて、知事からのメッセージが出された。)

小・中学校では、令和元(2019)年度末には普通教室への空調設置がほぼ完了すると見込まれる。空調設備の適切な使い方を含め、熱中症防止対策を進めていく。

県立学校では、特別支援学校への整備を進めるとともに、高等学校への整備について他県の事例等も踏まえ、調査・検討していく。

【公立学校の空調設置率（普通教室のみ）】

期日(見込み)	H30(2018)9月1日	H31(2019)4月1日	R1(2019)末見込み
小・中学校	42.1%	48.5%	99.5%
県立高等学校	91.7%	92.0%	93.8%
県立特別支援学校	48.8%	79.3%	99.9%